

観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査における格付基準

- 1 観音寺市建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成19年観音寺市告示第80号。以下「資格基準」という。）第2条第3項に規定する格付は、観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査における総合点数算定要領（平成19年観音寺市告示第79号）第2に規定する総合点数（以下「総合点数」という。）又はその順位に応じて、別表により行うものとする。
- 2 この基準において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、かつ、資格基準第3条第1項に規定する審査を終えた申請営業所が観音寺市内にある建設業許可業者を「市内業者」、香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」という。
- 3 前項の申請営業所には、本店（本社）、支店（支社）、営業所等すべてを含むものとする。
- 4 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表

工事の種類	等級	総合点数
土木一式 (市内業者)	特A	1,094点以上
	A	935点以上 ～ 1,094点未満
	B	753点以上 ～ 935点未満
	C	619点以上 ～ 753点未満
	D	619点未満
土木一式 (県内業者及び 県外業者)	特A	1,000点以上
	A	850点以上 ～ 1,000点未満
	B	700点以上 ～ 850点未満
	C	500点以上 ～ 700点未満
	D	500点未満
建築一式	特A	1,000点以上
	A	850点以上 ～ 1,000点未満
	B	700点以上 ～ 850点未満
	C	500点以上 ～ 700点未満
	D	500点未満
ほ装	A	700点以上
	B	700点未満
解体	A	800点以上
	B	800点未満
その他	特A	1,000点以上
	A	700点以上 ～ 1,000点未満
	B	700点未満